

3	<p>1ページの「背景」や「目的」で「……良好な景観やまち並み…」とあるが逗子市内全てを指しているのか？</p> <p>本当に守るべき「良好な景観やまち並み」を示さないと以降の計画で示された計画内容（22ページ）の是非がわからなくなる。</p>	▲	<p>具体的な場所ではなく、本市の全体的な住環境を指しています。</p>
4	<p>10ページの「課題」で、「1）人口・世帯の状況」と「2）住宅ストックの状況」に対する「3）本市の課題」との個別の対応を示して下さい。</p>	▲	<p>個別の対応については第4章(21ページから39ページ)に記載しています。</p>
5	<p>18ページ「8）逗子市景観条例、逗子市まちづくり条例」では、審査を通過すれば、建築主事を置いていない逗子市においては、神奈川県横須賀土木事務所での建築確認が許可されてしまいます。</p> <p>従って定められた基準に従った十分な手続を必要とします。と明記して下さい。</p>	▲	<p>条例手続きにおいてはそれぞれ定められた基準に沿っているか厳密に審査しています。また、「十分」という表現は人それぞれ受け止め方が異なるため、手続きに関わる修飾語としてふさわしくないものと考えます。</p>
6	<p>23ページの図は論点を外しています。</p> <p>[現状]は、下の図に合わせて「郊外」と[近郊]に分けて記載して下さい。</p>	▲	<p>基本的に「郊外」「近郊」共に戸建住宅主体で構成されており、現状の住環境に大きな差がないため、同様の図としています。</p>

7	<p>24ページの「・容積率 200%～400%」と記載せず「・容積率 200%（○階建て）～400%（○階建て）」と改訂して下さい。</p> <p>また、狭あい道路に関して一切ふれていません。</p>	▲	<p>階高によって階数は異なるため、容積率のみ表記しています。</p> <p>狭あい道路は、商住（にぎわい）ゾーンだけの特性ではないため、12ページに記載しています。</p>
8	<p>25ページの「目標」の中にセットバックを含めないと池田通り並みの歩道の幅が確保できません。</p>	■	<p>個々の手法については、「実現に向けた取り組み」に記載する構成としているため反映させることはできませんが、事業実施の際に参考とします。</p>
9	<p>27ページ「目標」で「避難できる高さがある建築物が適切に配置され」とあり、「津波避難ビルの指定」を掲げていますが、それでは、車椅子を利用する身体の不自由な人や視覚障害者など弱者を助けることができません。</p> <p>他市のように津波避難塔など多様な避難の方法を明記して下さい。</p>	■	<p>津波避難塔は、計画策定の過程において議論の対象となっておらず方向性が示されていないため、現状では明記することができません。</p> <p>事業実施の際は、障がい者対応も踏まえて避難方法を検討していきます。</p>
10	<p>33ページの「基本方針」では、将来の空き家には対応していますが、32ページの「現状」には対応していません。</p> <p>従って、「②」の対応を「④」に持ってくるべきと考えます。</p>	□	<p>市としては対応しているものと考えています。</p>

11	<p>34ページの「実現に向けた取り組み」は、各ゾーンで取り上げた各ゾーン毎の将来像と一致していないのではないか？</p> <p>例えば、商住（にぎわい）は「空き家や空き店舗がない」のが将来像？</p> <p>25ページでは「空き家や空き店舗」などは一切記載されていない。</p>	□	<p>34ページは、32ページからの「3. 空き家の適正管理と利活用の促進」における実現に向けた取り組みを示しており、24ページから31ページの記載事項と必ずしも一致するものではありませんが、整合性はとれているものと考えます。</p>
12	<p>37ページの「主な事業内容」の「2015年度～2018年度」において「・自治基本条例策定に合わせた検討・改正」とあるが、自治基本条例は、住民自治の視点から自治体運営の理念・原則とそための制度・仕組みをルール化した自治体の最高規範なので、まちづくり条例と混同しています。</p>	■	<p>自治基本条例の制定においては整合性を考慮し、必要に応じてまちづくり条例を改正するという内容となっており、混同しているものではありません。</p>

4. 担当課

環境都市部まちづくり景観課